

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

(特定非営利活動法人 可児市国際交流協会)

令和5年3月14日

可児市監査委員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第2 対象

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 種別 | 公の施設の市の指定管理者 |
| 2 団体名 | 特定非営利活動法人 可児市国際交流協会 |
| 3 管理施設名称 | 可児市多文化共生センター |
| 4 管理施設住所 | 可児市下恵土 1185 番地 7 |
| 5 所管課 | 市民部人づくり課 |

第3 着眼点

当該施設の指定管理業務が、協定書や関係法令に従って適正かつ効率的に運営されているか、またこれに関係する出納経理が適正に行われているかを主眼に実施するもの。

第4 主な実施内容

- 1 監査委員、被監査団体間での質疑応答
監査委員監査当日に、団体から組織概要、経理状況、指定管理業務実績、予算執行状況等の説明を受けた後、監査委員による質問及び被監査団体による応答を行った。
- 2 関係資料閲覧等
 - (1) 監査委員及び監査委員事務局職員が、団体及び所管課より提出された関係資料（定款、経理規程、出納管理規程、就業規則、指定管理業務事業計画書、指定管理業務事業実績報告書、指定管理者指定関係事務書類、指定管理協定書、モニタリング関係書類の原本または写し）の閲覧を行った。
 - (2) 監査委員監査当日に、監査委員が、団体より提出された関係資料（通帳、出納簿、伝票等収入・支出証拠書類、施設管理関係書類等の原本）の閲覧、帳簿突合等を行った。

第5 日程及び実施場所

- 1 監査委員監査実施日： 令和4年3月28日
- 2 実施場所： 可児市多文化共生センター

第6 結果

団体の可見市多文化共生センター指定管理業務に係る業務運営、経理等事務処理については、概ね適正に実施されているものと認められた。今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

第7 要望事項

経理事務においては、現金の取り扱い機会を減らせるように努められたい。また、現金を取り扱う際は細心の注意を払って処理されたい。

第8 付記

令和2年度団体収支状況（令和2年度事業報告書より）

区分	金額
収入総額	53,715,077 円 (うち、市指定管理料 19,100,000 円)
支出総額	54,336,668 円
収支差額	▲621,591 円

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

(可児市PTA連合会)

令和5年3月14日

可児市監査委員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第2 対象

- | | |
|---------|------------------|
| 1 種別 | 市補助金交付団体 |
| 2 団体名 | 可児市PTA連合会 |
| 3 補助金名称 | 可児市PTA連合会活動事業補助金 |
| 4 所管課 | 教育委員会事務局学校教育課 |

第3 着眼点

市交付補助金が、目的に従って適正かつ効率的に運用されているか、またこれに関係する出納経理が適正に行われているかを主眼に実施するもの。

第4 主な実施内容

- 1 監査委員、被監査団体間での質疑応答
監査委員監査当日に、団体から組織概要、経理状況、補助事業実績、予算執行状況等の説明を受けた後、監査委員による質問及び被監査団体による応答を行った。
- 2 関係資料閲覧等
 - (1) 監査委員及び監査委員事務局職員が、団体及び所管課より提出された関係資料（規約、組織図、雇用契約書、補助事業計画書、補助事業実績報告書、補助金の交付申請から確定通知までの一連の事務書類等の原本または写し）の閲覧を行った。
 - (2) 監査委員監査当日に、監査委員が、団体より提出された関係資料（通帳、出納簿、伝票等収入・支出証拠書類の原本）の閲覧、帳簿突合等を行った。

第5 日程及び実施場所

- | | |
|--------------|------------|
| 1 監査委員監査実施日： | 令和4年10月28日 |
| 2 実施場所： | 可児市監査委員事務局 |

第6 結果

団体の補助金に係る事業実施、経理等事務処理については、概ね適正に実施されているものと認められた。今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

第7 要望事項

Kマネーで受け取る補助金の使用については、無理のない運用に努められたい。必要に応じ、関係課と運用方法について調整をはかるなど適切な対応をされたい。

第8 付記

令和3年度団体収支状況（令和3年度事業報告書より）

区分	金額
収入総額	3,066,669 円 (うち、市補助金額 570,000 円)
支出総額	2,868,911 円
収支差額	197,758 円

※収支差額は、次年度繰越額

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

(特定非営利活動法人 可児市 NPO 協会)

令和5年3月14日

可児市監査委員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第2 対象

- | | |
|----------|----------------------|
| 1 種別 | 公の施設の市の指定管理者 |
| 2 団体名 | 特定非営利活動法人 可児市 NPO 協会 |
| 3 管理施設名称 | 可児市市民公益活動センター |
| 4 管理施設住所 | 可児市広見一丁目5番地 |
| 5 所管課 | 市民部地域振興課 |

第3 着眼点

当該施設の指定管理業務が、協定書や関係法令に従って適正かつ効率的に運営されているか、またこれに関係する出納経理が適正に行われているかを主眼に実施するもの。

第4 主な実施内容

- 1 監査委員、被監査団体間での質疑応答
監査委員監査当日に、団体から組織概要、経理状況、指定管理業務実績、予算執行状況等の説明を受けた後、監査委員による質問及び被監査団体による応答を行った。
- 2 関係資料閲覧等
 - (1) 監査委員及び監査委員事務局職員が、団体及び所管課より提出された関係資料（定款、会計事務細則、指定管理業務事業計画書、指定管理業務事業実績報告書、指定管理者指定関係事務書類、指定管理協定書、モニタリング関係書類の原本または写し）の閲覧を行った。
 - (2) 監査委員監査当日に、監査委員が、団体より提出された関係資料（通帳、出納簿、伝票等収入・支出証拠書類、施設貸出簿、各種点検記録、各種管理台帳等の原本）の閲覧、帳簿突合等を行った。

第5 日程及び実施場所

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 監査委員監査実施日： | 令和4年10月28日 |
| 2 実施場所： | 可児市 NPO 協会事務所内 |

第6 結果

団体の可児市市民公益活動センター指定管理業務に係る業務運営、経理等事務処理については、概ね適正に実施されているものと認められた。今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

第7 要望事項

- 1 通帳の入出金については、台帳整備を行うなど内容が確認できるような処理方法を心がけられたい。
- 2 振込については、安全性、経費の両面から払い戻しを経ずに処理するよう心がけられたい。また、その他経理事務においても現金の取り扱い機会を減らし、リスクを減らすように努められたい。
- 3 相談対応業務において、税務相談、法律相談の有資格者への取り次ぎが必要な内容については、関係法令の遵守について改めて配慮されたい。

第8 付記

令和3年度団体収支状況（令和3年度事業報告書より）

区分	金額
収入総額	9,402,532 円 (うち、市指定管理料 9,130,000 円)
支出総額	8,816,138 円
収支差額	586,394 円

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

(株式会社技研サービス)

令和5年3月14日

可児市監査委員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第2 対象

- | | |
|----------|----------------|
| 1 種別 | 公の施設の市の指定管理者 |
| 2 団体名 | 株式会社 技研サービス |
| 3 管理施設名称 | 可児市福祉センター |
| 4 管理施設住所 | 可児市今渡 682 番地 1 |
| 5 所管課 | 福祉部高齢福祉課 |

第3 着眼点

当該施設の指定管理業務が、協定書や関係法令に従って適正かつ効率的に運営されているか、またこれに関係する出納経理が適正に行われているかを主眼に実施するもの。

第4 主な実施内容

- 1 監査委員、被監査団体間での質疑応答
監査委員監査当日に、団体から組織概要、経理状況、指定管理業務実績、予算執行状況等の説明を受けた後、監査委員による質問及び被監査団体による応答を行った。
- 2 関係資料閲覧等
 - (1) 監査委員及び監査委員事務局職員が、団体及び所管課より提出された関係資料（定款、組織図、経理規程、管理マニュアル、指定管理業務事業計画書、指定管理業務事業実績報告書、令和3年度決算書、令和3年度施設アンケート調査結果書、福祉センター定期報告書、3年度分設備点検報告書、令和4年度事業計画書・予算書、指定管理者指定関係事務書類、指定管理協定書、モニタリング関係書類の原本または写し）の閲覧を行った。
 - (2) 監査委員監査当日に、監査委員が、団体より提出された関係資料（通帳、売り上げ集計表、使用受付台帳、小口現金出納簿及び頒布領収書の原本）の閲覧、帳簿突合等を行った。

第5 日程及び実施場所

- 1 監査委員監査実施日： 令和4年10月28日
- 2 実施場所： 可児市監査委員事務局

第6 結果

団体の可児市福祉センター指定管理業務に係る業務運営、経理等事務処理については、概ね適正に実施されているものと認められた。今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

第7 要望事項

- 1 減免に関わる判断については、より公平、明確な処理が行えるよう所管部署との連携に努められたい。
- 2 設備の修繕については、安全性に配慮し、迅速な対応ができるよう所管部署との連携に努められたい。

第8 付記

令和3年度団体収支状況（令和3年度事業報告書より）

区分	金額
収入総額	30,366,545 円 (うち、市指定管理料 22,968,000 円)
支出総額	28,387,717 円
収支差額	1,978,828 円

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

(可児商工会議所)

令和5年3月14日

可児市監査委員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

第2 対象

- 1 種別 市補助金交付団体
- 2 団体名 可児商工会議所
- 3 補助金名称 可児市商工業振興事業補助金
- 4 所管課 観光経済部産業振興課

第3 着眼点

市交付補助金が、目的に従って適正かつ効率的に運用されているか、またこれに関係する出納経理が適正に行われているかを主眼に実施するもの。

第4 主な実施内容

- 1 監査委員、被監査団体間での質疑応答
監査委員監査当日に、団体から組織概要、経理状況、補助事業実績、予算執行状況等の説明を受けた後、監査委員による質問及び被監査団体による応答を行った。
- 2 関係資料閲覧等
 - (1) 監査委員及び監査委員事務局職員が、団体及び所管課より提出された関係資料（定款、各種規約、組織図、金銭出納に関する規則、予算管理規則、補助事業計画書、補助事業実績報告書、補助金の交付申請から確定通知までの一連の事務書類等の原本または写し）の閲覧を行った。
 - (2) 監査委員監査当日に、監査委員が、団体より提出された関係資料（通帳、出納簿、伝票等収入・支出証拠書類、総勘定元帳（一般会計・中小企業相談所特別会計・共済会計）の原本）の閲覧、帳簿突合等を行った。

第5 日程及び実施場所

- 1 監査委員監査実施日： 令和4年11月29日
- 2 実施場所： 可児商工会議所

第6 結果

団体の補助金に係る事業実施、経理等事務処理については、概ね適正に実施されているものと認められた。

第7 付記

令和3年度団体収支状況（令和3年度事業報告書より）

区分	金額
収入総額	126,343,124 円 (うち、市補助金額 21,000,000 円)
支出総額	114,504,453 円
収支差額	11,838,671 円